

第26期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

新株予約権等の状況  
会社の体制及び方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結計算書類に係る会計監査報告  
計算書類に係る会計監査報告  
監査役会の監査報告  
(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

N e x u s B a n k 株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社のホームページ (<https://www.nbank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。なお、上記事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

## 新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況  
重要性がないため、記載を省略しております。

## 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり基本方針を定めております。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「経営理念」および「行動規範」を法令・企業倫理遵守の基本とし、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長が最高責任者となり、コンプライアンス責任者（コンプライアンス担当役員）や法務部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を導入し、内部通報窓口（監査役または法務部長）と外部通報窓口（外部弁護士）を設置する。通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、コンプライアンス責任者（コンプライアンス担当役員）が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ③ コンプライアンス違反の行為が発見された場合には、コンプライアンス責任者（コンプライアンス担当役員）は、事実関係を調査し、その結果を取締役会へ報告のうえ、「コンプライアンス規程」等に基づき適切な措置をとる。
- ④ 内部監査室は、当社グループの職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取締役会および監査役会へ報告する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書および電磁的記録については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等の社内規程に則り、適切な管理および保存を行う。

#### (3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事項から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断できる枠組みを構築する。
- ② 「リスク管理規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、代表取締役社長を委員長とするリスク管

理委員会を設置する。リスク管理委員会は、当社グループの事業運営上のリスク全般の識別と評価の実施、対応すべきリスクの対応策の策定、当該対応策の実施状況の点検を実施し、これらの内容を定期的に取り締役会へ報告する。

- ③ 会社に重要な影響を与えるリスクが識別された場合は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会は、影響度調査および対応策の策定を行い、その内容を取り締役会へ報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定める。業務執行取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ② 業務執行取締役は、経営会議を定期的開催し、業務執行等に関わる重要事項を迅速に検討、審議し、意思決定を行う。
- ③ 業務執行取締役は、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行を行う。
- ④ 内部監査室は、業務運営状況をモニタリングし、適正に職務権限委譲がなされているかを検証し、これらの結果を取り締役会および監査役会へ報告する。

#### (5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

- ① 原則として、当社取締役または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させる。子会社に派遣された取締役および監査役は、定期的開催される取締役会に出席して子会社における業務執行の監督および監査を行うことにより、子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合するようモニタリングを行い、モニタリング結果を定期的に取り締役会に報告する。
- ② 内部監査室は、当社グループの職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取り締役会および監査役会へ報告する。海外子会社監査においては、内部監査室は、海外子会社の監査部門と連携するとともに、その監査実施状況をモニタリングする。

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求める。

(子会社の損失の危険に関する規程その他の体制)

- ① リスク管理委員会は、当社グループの事業運営上のリスク全般の識別と評価の実施、対応すべきリスクの対応策の策定、当該対応策の実施状況の点検を実施し、これらの内容を定期的に取り締役会へ報告する。
- ② 貯蓄銀行業を営む子会社は、「危険管理基準」に基づき、危険管理委員会およびその傘下に危険管理運用委員会を設置する。信用リスクについては、危険管理本部がリスク管理を実施する。リスク管理委員会は、これらのリスク管理体制およびリスク管理方法について評価・モニタリングを実施する。
- ③ 会社に重要な影響を与えるリスクが識別された場合は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会は、影響度調査および対応策の策定を行い、その内容を取り締役会へ報告する。

(子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ① 中期経営計画および年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定める。子会社に派遣された取締役は、各子会社が策定した事業計画達成のために、子会社の経営管理および経営指導を行う。
- ② 内部監査室は、子会社の業務運営状況をモニタリングし、適正に職務権限委譲がなされているかを検証し、これらの結果を取り締役会および監査役会へ報告する。海外子会社においては、海外子会社の監査部門と連携するとともに、その監査実施状況をモニタリングする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会と協議のうえ、合理的な範囲で監査業務に必要な補助使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、取締役からの独立性が保障され、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意権を要するものとする。

(8) 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧

が可能な体制とする。

- ② 取締役または使用人は、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼす事実または取締役の法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合、内部通報制度による緊急性のある通報を受けた場合、行政当局等からの指摘・処分等を受けた場合は、速やかに監査役へ報告する。
- ③ 内部監査室と当社および子会社の監査役は、定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図る。
- ④ 会社の取締役または使用人から報告を受けた事項については、業務執行取締役が定期的に監査役へ報告する。

**(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、監査役に前号の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

**(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役監査基準を取締役等に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ② 内部監査室は、監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図る。
- ③ その他、監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

**(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告に係る内部統制の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規則」を制定し、内部統制担当役員が当社グループの内部統制体制が有効に運用されていることを監督し、これらの結果を取締役会へ報告する。

### (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業のコンプライアンスおよび社会的責任を果たすために、反社会的勢力とは一切関係を持たないという基本方針のもと取り組み、「暴力団等反社会的勢力排除宣言」を公表する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、以下の具体的な取り組みを行っております。

### (1) コンプライアンス及びリスク管理に関する事項

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に研修を実施しております。入社時に研修を実施するほか、全社を対象にコンプライアンスにかかる研修を実施しました。また、内部監査室では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施する枠組みとしています。

### (2) 取締役の業務執行における効率性確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を23回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役等からなる経営会議を適宜開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

### (3) 財務報告の適正性に関する事項

内部監査室は「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しており、内部統制の有効性評価結果は取締役会に報告しております。

### (4) 監査の実効性確保に関する事項

- ① 当事業年度において、監査役会を19回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度における取締役会への出席のほか、自らが必要と判断する経営会議その他の重要な会議に積極的に出席し、取締役による業務の執行を監査しております。

- ② 監査役会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長及び内部監査室と情報交換を行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査室が意見交換を行っております。
- ③ 監査役会は、会計監査人より監査計画の説明を受け、重要な監査項目、監査上の主要な検討事項等につき協議を行いました。また、監査役会は、各四半期及び通期の決算について会計監査人より四半期レビューの結果及び当該事業年度の監査結果、監査の品質管理体制について報告を受けるとともに意見交換を行いました。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
2021年1月1日 残高	50	23,942	△405	23,587
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	364	364		729
欠 損 填 補		△560	560	-
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,686	3,686
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	364	△196	4,247	4,415
2021年12月31日 残高	414	23,746	3,841	28,003

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2021年1月1日 残高	△18	543	524	59	7	24,178
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						729
欠 損 填 補						-
親会社株主に帰属 する当期純利益						3,686
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	49	479	528	△7	1	522
連結会計年度中の変動額合計	49	479	528	△7	1	4,938
2021年12月31日 残高	31	1,022	1,053	52	8	29,116

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 SAMURAI TECHNOLOGY株式会社  
Nexus Card株式会社  
JT親愛貯蓄銀行株式会社

なお、SAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社については、所有株式の全てを売却したため、連結子会社でなくなりました。また、Nexus Card株式会社は、2021年5月1日付でJトラストカード株式会社から名称変更しております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は全て連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

- ・ 商品及び製品 先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 仕掛品 個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（使用権資産を 主に定額法によっております。  
除く）
- ロ. 無形固定資産（使用権資産を  
除く）
  - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ・ 販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分とのいずれか大きい額によっております。
  - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. 使用権資産 在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースについて使用権資産及びリース債務を認識しており、認識された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
また、在外連結子会社ではIFRS第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

## ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. のれんの償却方法及び償却期 のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、5～10年以内の合理的な年数で償却しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

- ・ 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更  
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。
- ・ 連結貸借対照表における表示方法の変更  
前連結会計年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「前受金」、「顧客預り金」及び「預り金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 貸倒引当金

##### ①当連結会計年度の計上額

JT親愛貯蓄銀行株式会社の貸倒引当金 10,157百万円

##### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

JT親愛貯蓄銀行株式会社においては、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」に規定されている予想信用損失モデルを適用し、債権を信用リスクに応じて3つのステージに分類した上で貸倒引当金を算定しております。予想信用損失の算定に当たっては、PD (Probability of Default :基準日時点の残高のうち一定期間にデフォルト状態に陥る残高の割合) とLGD (Loss Given Default :デフォルト時の残高のうち最終的な損失額の割合) の指標を使用しており、これらの指標と、担保価値評価等の債権の回収可能性に影響を与える要因を考慮した上で算出しております。

##### ③当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

信用リスク評価の前提条件となる経済情勢や貸倒実績の趨勢が今後も継続とするという仮定

##### ④翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により貸付先の支払能力が低下した場合には、翌連結会計年度以降において、貸倒引当金の追加計上が必要となるリスクがあります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,430百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

定期預金	100百万円
建物及び構築物	130
土地	442
計	673百万円

#### ②担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	125百万円
長期借入金	118
計	244百万円

上記のほか、為替取引等の担保として、貯蓄銀行中央会へ4,378百万円の預金を差し入れています。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

区 分	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	38,635,500株	25,203,800株	－	63,839,300株
A種優先株式	1,700,788株	－	－	1,700,788株
合計	40,336,288株	25,203,800株	－	65,540,088株
自己株式				
A種優先株式	36,648株	200,438株	－	237,086株
合計	36,648株	200,438株	－	237,086株

#### (変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増加株式数の内容は、次のとおりであります。

A種優先株式の転換に係る新株の発行による増加 20,043,800株

新株予約権の権利行使に係る新株の発行による増加 5,160,000株

A種優先株式の自己株式の増加株式数の内容は、次のとおりであります。

普通株式への転換に係る取得による増加 200,438株

### (2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 36,313,700株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、株式や不動産担保を活用した自己資金による融資及び顧客の預金を原資とした流動性の高い金融資産運用等を行っております。また、資金調達については、顧客の預金を募る他、金融機関からの借入や、社債発行による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業貸付金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を適宜把握するとともに、月次で回収状況及び債権残高を把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

銀行業における顧客の預金を原資として運用する有価証券は、発行体の信用リスク、金利・為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体

の財務状況等を把握することでリスク軽減を図っております。  
銀行業における預金は、顧客の預金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については社内規程に従い、取引先毎の残高管理を行うとともに、取引先の財務状況に応じ与信限度額の設定を行っております。

・市場リスク（株式の市場価格及び為替・金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に株価や発行体の財務状況等を把握し、市況を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	28,289	28,289	-
(2) 営業貸付金 貸倒引当金(※1)	213,083 △10,157		
	202,926	203,157	231
(3) 銀行業における有価証券	20,945	20,945	-
(4) 銀行業における預金	224,165	225,250	1,085

(※1) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 営業貸付金

市場リスク及び信用リスクを考慮し、返済スケジュールに伴う将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、担保及び保証等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から個別に計上している貸倒引当金を控除した金額を時価としております。

(3) 銀行業における有価証券

株式は取引所の価格、債券等は業界団体の公表する価格、取引金融機関から提示された価格及び評価機関から提示された評価技法を使用して算定された価額を時価としております。

負債

(4) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)によっております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪市中央区東心斎橋において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸等不動産を所有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額、時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 増減額 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	
賃貸等不動産として 使用される部分を含む 不動産	578	△4	573	799

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額であります。

また直近の不動産鑑定評価を行った時から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額になっております。

## 8. 資産除去債務に関する注記

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 64円61銭

(2) 1株当たり当期純利益 22円76銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

当社は、2022年1月12日開催の取締役会において、Jトラスト株式会社（以下、JTといいます）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

2022年3月15日開催予定の定時株主総会の決議による承認（特別決議）を受けた上で2022年4月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

また、当該株式交換により、その効力発生日である2022年4月1日をもって、JTは当社の完全親会社と

なり、当社は東京証券取引所JASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2022年3月30日に上場廃止となる予定です。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 取得企業の名称及びその事業の内容

取得企業の名称	Jトラスト株式会社
事業の内容	ホールディング業務

##### ② 企業結合を行った主な理由

JT及びJTの連結子会社（以下、総称して「JTグループ」といいます。）は、『既成概念にとらわれないファイナンシャルサービスを提供する企業体を目指す』のビジョンのもと、銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを提供することを目指しています。日本金融事業を安定的な利益基盤とし、日本で培った審査力・回収力やマーケティング力などのオペレーション・ノウハウを韓国及びモンゴルや、インドネシアを中心とする東南アジアで展開することで、アジア地域における経営基盤を拡大してきました。

なお、現在のJTグループの事業セグメントは、日本金融事業、韓国及びモンゴル金融事業、東南アジア金融事業、投資事業及びその他の事業で構成しております。

一方、当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、『「人の想い」と「お金」をつなぎ新しい世界を創る』ことを目指し、既存事業である「韓国貯蓄銀行業」「キャッシュレスサービス」「ITソリューション」に加え、「スタートアップ」「エンタメ・コンテンツ」「日韓ビジネス」をテーマとした新たな事業領域の開拓に向けた投資活動を進めていくことを事業方針（以下、「6つの事業領域の成長戦略」といいます。）としております。

なお、現在の当社グループの事業セグメントは、Fintech事業、ITソリューション事業及びその他の事業で構成しております。

JTグループと当社グループにおいては、2020年9月23日付で両社からお知らせいたしましたとおり、当社（当時の商号 SAMURAI&J PARTNERS株式会社）を株式交換完全親会社、当時、JTの連結子会社であったJトラストカード株式会社（現商号 Nexus Card株式会社）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「2020年株式交換」といいます。）を行い、2020年株式交換を通じて、JTは、当社発行のA種優先株式（以下、「本A種優先株式」といいます。）1,699,140株を取得いたしました。

2020年株式交換は、当社グループとしては、4期連続で赤字業績が続いており、早急に経営基盤を強固にすることが重要な経営課題の一つとなっていた中で、当社グループにとって事業領域の拡大チャンスとなり、また、Fintech事業におけるシナジー効果への期待と収益基盤の強化が図れるものと考え2020年株式交換をJTへ提案いたしました。

一方、JTグループとしては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により世界各国で経済環境が急変し、

先行き不透明感が増している中、JTグループにおいて、各国の政治や経済の情勢、事業の収益性などを個別に精査し、事業環境が大きく変化する「ウィズコロナ」の経済に最適化した、必要な時に必要なだけの手元流動性の確保と将来に亘っての収益性のバランスに配慮した事業ポートフォリオの再編を模索する必要があると考えていた中で、JTとして、2020年株式交換のスキームが、手元流動性の確保と収益性のバランスに配慮した事業ポートフォリオの再編に資するものと考え、種類株式による株式交換という当社からの提案に応じることとして、実施に至ったものであります。

なお、2020年株式交換に伴い、当社は合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間（2020年11月1日から2023年12月31日まで）（以下、「本猶予期間」といいます。）に入り、現時点で本猶予期間は解除されておられません。

2020年株式交換の実施後、JTは、その目的であった事業ポートフォリオ再編の一環として、本A種優先株式の転換によって取得した当社の普通株式や、2020年株式交換の実施前よりJTが保有していた当社の新株予約権の売却処分を行いました。しかしながら、当社の株価の低迷等、市場環境によるところもあり、当社の普通株式あるいは本A種優先株式の売却処分は停滞し、投資収益及びキャッシュフロー獲得等、JTとして期待していた効果には遠い状況となっております。当社が本猶予期間に入ってから既に1年が経過する中で、JTとしても、その大きな資産である当社の有価証券が、2020年株式交換の本来の目的である手元流動性の確保と収益性のバランスに配慮した事業ポートフォリオの再編、ひいてはJTの企業価値向上に資するものとなっていない状況を看過することはできず、どのようにして、JTグループとしてより一層企業価値向上に資するものとしていくかが課題となっております。

一方、当社は、2020年株式交換により業績改善という目的は達せられたものの、本猶予期間解消に向け、東京証券取引所が公表している18社（2021年12月1日現在）の中から主幹事証券会社の選定が必須となりますが、未だに証券会社の決定に至っておりません。

当社としては、2020年株式交換の実施前から証券会社への打診を開始すると同時に、不採算事業の売却、持株会社体制への移行、専門人材の採用・育成、外部専門家の活用などの経営基盤の強化に向けた取組みを積極的に進めておりました。

しかしながら、主幹事証券会社の選定においては厳しい状況（約7割に打診済）であり、この状況下では新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を受けるための手続きが進まないまま本猶予期間が満了する懸念が高まっております。

そのほか、当社の会計監査人においても2022年1月25日に「公認会計士等の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、今般の監査法人をめぐる環境が厳しい中、RSM清和監査法人内において、これまで以上に当社グループ監査の重要度が一層高まっており（特に韓国のJT親愛貯蓄銀行株式会社の当社グループ内に占める売上規模が拡大しており、グループ監査として監査手続をより一層追加して実施する必要性

が高まっている)、主に当社の監査上必要な監査品質を維持するための高い専門性や監査工数の増大を踏まえると、現在の同法人のリソースでは適切な監査チームの編成が困難となる見込みであるとの理由から、2022年12月期の監査契約継続に消極的な姿勢が示されることとなり、以降、同法人と協議を継続してまいりました。

当社は、RSM清和監査法人との協議と並行して、日本公認会計士協会への相談並びに大手監査法人を中心に複数の監査法人に監査引受けの打診を行っており、現在も後任の会計監査人の交渉は続けておりますが、本総会にて、当社とJTとの株式交換契約の承認がなされた場合には、当社は会計監査人を設置する必要がなくなる予定であり、会計監査人の選任が不要となります。

よって、当社とRSM清和監査法人との間では、当社とJTとの株式交換契約の承認の結果が明確になったのち、監査契約の取り扱いにつき協議を行う予定で合意しております。

そうした状況の下、JTは、2021年8月に当社の主幹事証券会社の選定が厳しい状況であること、また、2021年10月には当社の会計監査人が監査契約更新に消極的な状況であることを、当社より知らされるところとなりました。JTとしても、当社の上場廃止の懸念が高まっており、JTが保有する当社の有価証券について、長い時間をかけて処分していけばよい状況ではなくなっていると認識するに至りました。

JTとしては、最悪の事態として仮に当社が上場廃止となったとしても、その場合には、本A種優先株式の発行要項に定める転換制限が失効し、保有する本A種優先株式の全量を普通株式に転換して当社を連結子会社化することが可能となります。しかし、JT以外の当社の普通株式の株主にとっては、その保有する当社の普通株式の流通性が失われることとなり、価値も著しく毀損することとなります。

JTは、両社が抱えるこうした課題を根本的に解消し、両社のステークホルダーの利益に資するものと考えて、本株式交換を2021年11月8日に当社へ提案いたしました。

当社は、本株式交換によりJTの完全子会社となることから上場廃止となりますが、本株式交換はJT以外の当社の株主に対して上場株式であるJTの株式が交付されるものであり、当社の株主の流通性を損なうものではないこと、また、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を受けるための手続きが進まない現状、加えて会計監査人との監査契約継続の協議状況を鑑みて、本株式交換を実施することが当社の株主の利益に資するものと考え、JTからの本株式交換の提案に応じることといたしました。

なお、当社と親和性の高い金融事業や投資事業等を営むJTの完全子会社となることで、主に国内投融資における連携が強化され、また、当社は持株会社体制を維持する必要がなくなり、当社が掲げる6つの事業領域の成長戦略に専念することが可能となります。さらに、当社が非上場会社となることで、持株会社としてJTと重複するコストを抑えつつ、上場廃止により削減される上場維持管理コストや人的リソースを効果的に再配分し、株価の短期的な動向にとらわれず、自由度の高い中長期的な視点での経営戦略を実現できる体制を構築することが可能となります。

- ③ 企業結合日  
2022年4月1日（予定）
- ④ 企業結合の法的形式  
JTを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換
- ⑤ 結合後企業の名称  
結合後の企業の名称に変更はありません。
- ⑥ 取得企業を決定するに至った主な論拠  
JTが、当該株式交換契約により当社の議決権の100%を取得し、完全子会社化することによるものです。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全子会社)	Jトラスト株式会社 (株式交換完全親会社)
本株式交換比率		
Nexus Bank普通株式	0.20	1
Nexus BankA種優先株式	20	1
本株式交換により交付される株式数	Jトラスト普通株式：10,867,860株	

(3) 本株式交換に係る割当内容の根拠

両社は、株式交換比率の算定に際して、公正性・妥当性を確保するため、各々から独立した第三者算定機関を選定し、JTは、株式会社赤坂国際会計、当社は、南青山FAS株式会社に算定を依頼いたしました。両社は、各々が選定した第三者算定機関から提出を受けた株式価値の算定結果を参考に、慎重に協議を重ねた結果、当社の普通株式1株に対して、JTの普通株式0.20株を割当てることと決定いたしました。

## 11. その他の注記

(企業結合に関する注記)

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社（以下、それぞれ「SAMURAI証券」、「SAMURAI ASSET FINANCE」といい、総称して「対象会社」という。）の全株式をSAMURAI FINANCIAL HOLDINGS株式会社に譲渡することを決議し、同日、株式を譲渡いたしました。

本譲渡により、SAMURAI証券及びSAMURAI ASSET FINANCEを連結の範囲から除外しております。

## (1)事業分離の概要

### ①分離先企業の名称

SAMURAI FINANCIAL HOLDINGS株式会社

### ②分離した子会社の名称及び事業内容

子会社の名称：SAMURAI証券株式会社

事業内容：クラウドファンディングサイト「SAMURAI FUND」の運営・展開

子会社の名称：SAMURAI ASSET FINANCE株式会社

事業内容：不動産担保・株式担保等のスキームを活用した融資

### ③事業分離を行った理由

当社は、2017年10月にSAMURAI証券（旧商号：AIP証券株式会社）の買収及び同年11月にSAMURAI ASSET FINANCEを設立し、「金融に革命を」という成長ビジョンのもと、対象会社が運営する投資型クラウドファンディングプラットフォーム等を活用し、投資家に対し、オンラインを通じた様々な投資機会の提供を積極的に進めてまいりました。

また、2021年2月24日に公表しました中期経営計画のとおり、国内Fintech基盤の再構築に向け、キャッシュレスサービスの展開の他、対象会社によるエンタメ・事業型クラウドファンディング（以下、「当該サービス」という。）への進出を目指した取組みを継続してまいりました。

当該サービスは、主に制作初期段階の映画やドラマ、音楽などのコンテンツに対し、当社が自己資金による事業投資を行い、その後、完成期を迎えた段階で対象会社が金融商品としてオンライン上で投資家に販売していくことを想定しておりました。そのため金融商品の組成・販売に際し、当初の出資者である当社と投資家への販売を担う対象会社との間で、グループ内の利害関係への配慮が必要となることから、より円滑な事業展開を進めるため当該課題の改善が必要となっております。

また、当該サービスの他、暗号資産を利用した金融商品を取扱う構想もあったことから、株式公開会社としてステークホルダーへの適切な説明・情報開示等において解決すべき課題も多く、これらの課題解決に向け、当社では様々な方策について検討を行ってまいりました。

このような状況の下、2021年5月、当社の代表取締役社長でありSAMURAI証券の代表取締役社長でもある山口慶一氏より、対象会社の全株式の取得（Management Buyout・MBO）提案がなされたことから、当社は、独立委員会を設置するとともに、企業買収や資金調達等において財務職務デューデリジェンス・株価算定実績を有する第三者機関である南青山FAS株式会社による対象会社株式の公正価値算定の下、株式譲渡契約につき慎重に検討を進めてまいりました。

結果、①株式譲渡契約の条件や譲渡価額が妥当であること、②株式譲渡契約の締結により当社は事業投資をはじめ新たな投資活動へ注力することが可能となること、③対象会社はその強みを生か

した事業展開が期待できることから、株式譲渡契約の実施により相互の事業価値のさらなる向上に寄与するものと判断し、株式譲渡契約の締結に至りました。

④事業分離日

2021年6月24日(みなし売却日2021年3月31日)

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2)実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

754百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,020百万円
固定資産	32
資産合計	2,053
流動負債	1,531百万円
負債合計	1,531

③会計処理

株式譲渡した対象会社に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した対象会社に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

また、対象会社については2021年3月31日時点で連結から除外されたものと看做して処理を行っており、上記株主資本相当額は2021年3月31日時点を基準として算定を行っております。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメント

Fintech事業

(4)当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益	74百万円
営業損失(△)	△30

(金額の表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年1月1日 残高	50	22,718	1,223	23,941	△560	△560
事業年度中の変動額						
新株の発行	364	364		364		
準備金から 剰余金への振替		△22,718	22,718	－		
欠損填補			△560	△560	560	560
当期純利益					886	886
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	364	△22,353	22,157	△196	1,447	1,447
2021年12月31日 残高	414	364	23,380	23,745	886	886

	株主資本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年1月1日 残高	23,430	△0	△0	59	23,490
事業年度中の変動額					
新株の発行	729				729
準備金から 剰余金への振替	－				－
欠損填補	－				－
当期純利益	886				886
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		0	0	△7	△7
事業年度中の変動額合計	1,616	0	0	△7	1,609
2021年12月31日 残高	25,047	0	0	52	25,099

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券
    - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
  - ③ たな卸資産
    - ・商品及び製品 先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
    - ・仕掛品 個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
    - ・原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。但し、建物については、定額法によっております。
  - ② 無形固定資産
    - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
    - ・販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分とのいずれか大きい額によっております。
    - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準  
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更  
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。
- ・貸借対照表における表示方法の変更  
前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「立替金」及び「預け金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めております。
- ・損益計算書における表示方法の変更  
前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」は、重要性が増したことから、当事業年度より独立掲記しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項は有りません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	34百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
①担保に供している資産	
建物	130百万円
土地	442
計	573百万円
②担保に係る債務	
1年以内返済予定の長期借入金	26百万円
長期借入金	118
計	144百万円
(3) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。	
Nexus Card株式会社	1,132百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	8百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

営業収益

942百万円

販売費及び一般管理費

10百万円

営業取引以外の取引高

29百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

A種優先株式 237,086株

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、貸倒引当金等であり、全額評価性引当額を計上しております。

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金等であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の兼任等	事業上の 関係				
子会社	SAMURAI証券株式会社 (注1)	—	Fintech事業	—	—	オフィス転賃	家賃の収受 (注2)	6	—	—
	SAMURAI TECHNOLOGY株式会社	60	ITソリューション事業	100.0	—	オフィス転賃	家賃の収受 (注2)	13	—	—
	Nexus Card株式会社	90	Fintech事業	99.9	兼任1名	債務保証 役員の派遣 オフィス転賃	債務保証 (注3) 家賃の収受 (注2)	1,132 7	— —	— —

- (注) 1. SAMURAI証券株式会社については、関係会社株式の売却により2021年4月1日より連結子会社から除外しております。なお、取引金額は、関係会社であった期間を基準に計算し、記載しております。
2. オフィスの転賃に係る家賃については、賃貸借契約に基づく賃料を転賃しているフロアの面積比により按分決定し、実質負担額を精算しております。
3. 当社は、Nexus Card株式会社の金融機関からの借入債務等に対して、債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対して保証料を受領しております。
4. 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	39円87銭
(2) 1株当たり当期純利益	5円47銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」を参照ください。

## 11. その他の注記

(金額の表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

Nexus Bank株式会社  
取締役会 御中

RSM清和監査法人

神戸事務所

指 定 社 員	公認会計士	福 井 剛	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 橋 潔 弘	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Nexus Bank株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Nexus Bank株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年1月12日開催の取締役会において、Jトラスト株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

Nexus Bank株式会社  
取締役会 御中

RSM清和監査法人

神戸事務所

指 定 社 員      公認会計士      福 井      剛      ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      高 橋      潔 弘      ㊟  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Nexus Bank株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年1月12日開催の取締役会において、Jトラスト株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

Nexus Bank株式会社 監査役会

常 勤	監 査 役	三上 嗣夫	㊟
	監 査 役	水野 泰輔	㊟
	監 査 役	吉田 桂公	㊟